

浜松市ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、結婚を希望する男女の出会いの支援により、未婚化及び晩婚化の抑制を図るため、静岡県との連携事業であるふじのくに出会いサポートセンターへの会員登録を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) センター 静岡県との連携事業であるふじのくに出会いサポートセンターをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 第6条の申請時において、本市に住所を有する者であること。
- (2) 令和6年4月1日以後に、センターに会員登録した者であること。
- (3) センター登録時点の年齢が39歳以下であること。
- (4) 市税を完納していること。
- (5) 規則第3条第3項各号のいずれにも該当しない者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間にセンターに支払った、センターの利用登録料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額(当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が定める時期までに、浜松市ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の生年月日及び現住所を証する身分証明書類（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証等）の写し
- (2) 申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（センターの利用登録料を納入した際に発行される領収書の写し、又はそれに代わるもの）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(交付の決定及び条件)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、必要があると認める場合は現地調査等を行い、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (2) 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (3) 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (4) 第9条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(補助金の請求)

第8条 第7条第1項の補助金交付決定通知書の交付を受けた補助対象者は、市長が定める時期までに、市長に対し、請求書(第3号様式)により補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
 - (3) 規則第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助対象者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書(第4号様式)により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第10条 補助対象者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までに交付する補助金について適用する。

（あて先）浜松市長

浜松市ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金交付申請書

浜松市ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金の交付を受けたいので、浜松市ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金交付要綱第6条に基づき下記のとおり申請いたします。

申請者の氏名 (署名又は記名押印)	フリガナ	
現住所		
電話連絡先	自宅・携帯 () - -	
生年月日	年 月 日	会員登録日時点の年齢
		才
会員登録日	年 月 日	
利用登録料支払日	年 月 日	
利用登録料		円
補助申請額 (利用登録料の1/2内)	(千円未満切捨)	円
<input checked="" type="checkbox"/> 欄	確認項目（下記の各項目を同意・誓約・承諾する場合に <input checked="" type="checkbox"/> チェック）	
	ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金交付要綱第3条の規定により、市が、申請者の市税の納付又は納入状況を確認することに同意します。	
	<p>本補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。</p> <p>(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。) ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。) ・暴力団員等と密接な関係を有する者 ・(法人その他の団体の場合)上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体 <p>(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。</p>	

～申請添付書類（提出を行うものにチェック）～

①申請者の生年月日及び現住所を証する身分証明書類の写し

…生年月日及び現住所が記載された 住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証等のコピー

②申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類

…ふじのくに出会いサポートセンターの利用登録料を納入した際に発行される領収書の写し、又はそれに代わるもの

様

浜松市長 ○○ ○○

浜松市ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金
交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、浜松市ふじのくに
出会いサポートセンター利用登録料補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定し
たので通知します。

交付決定額：金 円

交付の条件

1. 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
2. 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
3. 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
4. 第9条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
5. 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

（あて先）浜松市長

請求者 住所
氏名
電話番号

浜松市ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金請求書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により交付の決定を受けた、
浜松市ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金について、浜松市ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座

金融機関名		支店名
銀行 信用金庫 農協		
預金種目	口座番号	
普通・当座		
口座名義（カタカナで記入してください）		

市処理欄	
------	--

浜 第 号
年 月 日

様

浜松市長 ○○ ○○

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって交付決定した、浜松市
ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金について、交付決定の全部を取り消し、
次のとおり返還を命ずる。

- 1 交付決定額 円
(交付年月日 年 月 日)
- 2 取 消 額 円
- 3 返 還 額 円
- 4 返 還 期 限 年 月 日
- 5 取消・返還を命ずる理由